

固定価格買取制度 (FIT) 見直しのポイント

【見直しの目的】

エネルギーミックスにおける2030年の再生可能エネルギーの導入水準（22-24%）の達成のため、固定価格買取制度等の見直しが必要

エネルギーミックスを踏まえた
電源間でバランスの取れた導入を促進

(FIT認定量の約9割が事業用太陽光)

国民負担の抑制のため
コスト効率的な導入を促進

(買取費用が約1.8兆円に到達)

※ミックスでは2030年に3.7~4兆円の見通し

電力システム改革の成果を活かした
効率的な電力の取引・流通を実現

(一昨年、九州電力等で接続保留問題が発生)

再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立

【見直しのポイント】

1. 太陽光の未稼働案件※への対応（新認定制度の創設）

◎ 発電事業の実施可能性（例えば、系統への接続契約締結を要件化）を確認した上で認定する新たな制度を創設。

◎ 既存の認定案件は、原則として新制度での認定の取得を求める（発電開始済等の案件については経過措置を設ける）。

※認定済未稼働案件数：H24～25年度認定案件で約36万件

2. 適切な事業実施を確保する仕組みの導入

◎ 事業実施中の点検・保守や、事業終了後の設備撤去・処理等の遵守を求め、違反時の改善命令・認定取消を可能とする。

◎ 景観や安全上のトラブルが発生している状況に鑑み、事業者の認定情報を公表する仕組みを設ける。

3. (1) コスト効率的な導入

◎ 中長期的な買取価格の目標を設定し、予見可能性を高める。

◎ 事業用太陽光は入札制を導入（大規模案件から実施）。

◎ 住宅用太陽光や風力は、数年先の認定案件の買取価格まで予め示し、価格低減のスケジュールを示す。

◎ 賦課金8割減免は、電力多消費事業の省エネの取組の確認、国際競争力強化の制度趣旨の徹底や、省エネの取組状況等に応じた減免率の設定を可能とする。

3. (2) 地熱等のリードタイムの長い電源の導入拡大

◎ リードタイムの長い電源（地熱・中小水力等）は、数年先の認定案件の買取価格まで予め示し、参入を促す。

4. 電力システム改革を活かした導入拡大

◎ FIT電気の買取義務者を小売事業者から送配電事業者に変更することで、より多くの再生可能エネルギーの導入を可能とする（広域運用等）。

◎ 市場経由以外にも、小売への直接引渡しも可能とする。

※電気事業法においてもFIT法での送配電事業者への買取義務導入に対応し行為規制等の所要の改正を行う。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則
の一部を改正する省令案等に関するパブリックコメントについて
(意見募集の概要)

平成27年12月
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー対策課

電力システム改革の一環として、平成28年4月1日より、小売全面自由化を実施することになっており、関連する制度・ルール（同時同量制度、優先給電ルールなど）も見直されることになっている。これらのルールについてはいずれも固定価格買取制度と密接に関係するものであるため、電力システム改革における見直しを電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号、以下「法」という。）の関係法令にも反映する必要がある。

また、新エネルギー小委員会系統ワーキンググループの議論を踏まえ、風力発電の出力制御に関するルールを明確化する。

これらの内容について、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号、以下「施行規則」という。）及び回避可能費用単価等を定める告示（平成24年経済産業省告示第144号。以下「回避可能費用単価等告示」という。）の関連規定の整備を行うため、改正案についてパブリックコメントを実施する。

1. 施行規則の改正

(1) 特定契約の応諾義務の例外（施行規則第4条）関係

電気事業者は、特定供給者から再生可能エネルギー電気について特定契約の申込みがあったときは、その内容が法第4条第1項及び施行規則第4条で定める正当な理由がある場合を除き、特定契約の締結を拒んではならないと規定されているが、現在異なる扱いとなっている一般電気事業者と特定規模電気事業者（新電力）のイコルフットィングを図るため、また電力システム改革における見直しを踏まえ、以下の改正を行う。

- ① 振替補給費用の負担に同意しない場合（施行規則第4条第1項2号ホ）を削除。
- ② 変動範囲内発電料金等を追加的に負担する必要があることが見込まれること（施行規則第4条第1項3号）を削除。
- ③ 小売電気事業者等の最大需要に着目した応諾義務の例外を全ての小売電

気事業者等に適用。

- ④ 前事業年度の全国における電気の供給量が年間 5 億 kWh 未満の小売電気事業者等を応諾義務の例外とする。
- ⑤ 計画値同時同量制度及びFITインバランス特例が導入されるにあたり、発電事業者から小売電気事業者等に必要な情報を提供しない場合を追加。

(2) 接続契約の応諾義務の例外（施行規則第6条）関係

現行施行規則において、接続請求電気事業者が再生可能エネルギーの出力制御の回避措置として、自ら所有する発電設備及び調達している電気の発電設備を出力制御することとしているが、電力システム改革に伴う事業類型の見直し及び優先給電ルールの見直しに伴い、旧新電力が調達している電気の発電設備を出力制御の対象に加えるとともに、需要量を上回る電気の取引の申込みに代わり、地域間連系線を用いた広域的な系統運用の要請を行うことを必要とする。

また、「30日等出力制御枠」に関して、風力発電の出力制御については定格出力に対する部分的な出力制御を考慮した時間評価（部分制御考慮時間）とすべき旨、新エネルギー小委員会系統ワーキンググループにおいて結論が得られたことから、規定の明確化を行う。

(3) 交付金の額の算定方法（施行規則第15条）関係

現行の交付金の額の算定方法は、法第9条の規定のとおり、特定契約ごとにも買取総額から回避可能費用総額を控除した上で、施行規則第15条の規定により、消費税及び地方消費税に相当する額を控除して得た額に事業税を加えることとしているが、FITインバランス特例①、②（参考資料1 11 ページ参照）において発生するインバランスリスク相当分についても交付金に加えることとする。（離島等で買取を行うこととなる一般送配電事業者を除く。）

(4) 回避可能費用の算定方法等（施行規則第16条）関係

現行の回避可能費用は、回避可能費用単価等告示において、総括原価方式を前提として、一般電気事業者及び特定規模電気事業者（新電力）の回避可能費用単価を異なる方法で規定しているが、平成28年4月1日以降は、回避可能費用単価の算定方法を原則、市場価格連動制に移行する。また、離島については、離島の需給調整に用いる実コストをもとに回避可能費用を定める。

ただし、運転開始している設備については、施行の際に特定契約に基づき売電を開始している場合、運転開始していない設備については、施行規則の公布日までに特定契約と接続契約の両方を締結済の場合については、施行後5年間、

現行の回避可能費用単価の算定方法を適用する激変緩和措置を設ける。その際、小売電気事業者等が30分単位の各コマにおいて需要にあてている量のみを激変緩和措置の適用対象とする。また、特定契約を締結する小売電気事業者等が変更となった場合や入札等により特定契約の締結者を決定した場合には、激変緩和措置の適用対象外とする。

(5) その他

電力システム改革における事業類型の見直し等、電気事業法の改正に合わせた所要の改正及び上記の改正に伴う規定の整備を行う。

2. 回避可能費用単価等告示の改正

(1) 回避可能費用単価関係

回避可能費用単価の算定方法の変更及び激変緩和措置の導入に伴い、必要な規定の整備を行う。

(2) インバランスリスク関係

インバランスリスクの算定方法を新設し、小売全面自由化後のインバランス料金単価から回避可能費用単価を控除した額に、変動性発電設備（太陽光発電設備、風力発電設備）と非変動性発電設備（水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備）の別にインバランス発生率を掛けた額をインバランスリスク単価とする。

なお、少なくとも平成28年度は、直近の平均値をもとにした額を変動性発電設備と非変動性発電設備で分けて定める。

(3) その他

電力システム改革における事業類型の見直し等、電気事業法及び施行規則の改正に合わせた所要の改正及び上記の改正に伴う規定の整備を行う。

3. 経過措置

回避可能費用単価について、施行後5年間は激変緩和措置を設けるが、激変緩和措置終了前に施行の状況等を踏まえ、必要な措置を検討する。

4. 施行期日等

公布：平成28年2月（予定）

施行：平成28年4月1日